

農業経営者の皆さまへ

雇用就農資金

全国農業会議所は、

50歳未満の就農希望者を新たに雇用する農業法人・個人農業者等に対し、

資金を助成する「雇用就農資金」を実施します。

応募締切

11月15日(金)必着

募集期間

2024年10月15日～11月15日

支援期間

2025年2月1日～2029年1月31日

雇用就農資金タイプ

雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に助成金を交付

助成期間

最長
4年間

助成額

最大
60万円/年

新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に助成金を交付

助成期間

最長
4年間

助成額

最大
120万円/年
(3・4年目は最大60万円)

※農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するために実施する派遣研修を支援する「次世代経営者育成タイプ」も随時募集しています。

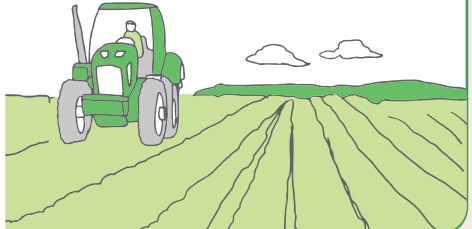
※各タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は、年間最大15万円(月額1.25万円)が加算されます。

※実践研修期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。


応募～採択後の流れ

事業申請	書類審査	審査結果通知	支援開始	事業説明会等	初回の現地確認	助成金交付申請
10月15日(火)～ 11月15日(金)		1月下旬	2月1日	原則支援開始後 1ヶ月以内	原則支援開始後 2ヶ月以内	原則6ヶ月ごと 申請スケジュールによる

農業法人等の要件

<p>01</p> <p>おおむね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、農業サービス事業体等)等であること。</p>	<p>02</p> <p>十分な指導を行うことのできる指導者(当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等)を確保できること。</p>	<p>03</p> <p>新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること(独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可)。</p>
<p>04</p> <p>働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。</p>	<p>05</p> <p>雇用保険及び労災保険に加入させること(法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入)。</p>	<p>06</p> <p>1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること(新規雇用就農者が障害者の場合は20時間以上で可)。</p>
<p>07</p> <p>過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。</p>	<p>08</p> <p>研修内容等を就農に関するポータルサイト(農業をはじめのJP)に掲載していること。</p>	

新規雇用就農者の要件

<p>01</p> <p>支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満(採用時点)の者であること。</p>	<p>02</p> <p>支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。</p>	<p>03</p> <p>過去の農業就業期間が5年以内であること。</p>
<p>04</p> <p>原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。</p>	<p>05</p> <p>過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金(準備型)等で同様の研修を受けていないこと。 ※但し、農業大学校等の農業経営者育成教育機関での研修は不問</p>	

過去に本事業の支援対象者となった新規雇用就農者が離農している場合には、離農した新規雇用就農者の数を超えて雇用した**新規就農者の増加分が支援対象**になります。

● お問い合わせ

チラシに掲載されている情報は一部です。詳細は新潟県の農業会議へお問い合わせください。募集要領・応募申請フォーム等は公式HPでご確認ください。

公式HPはこちら

